

「第3期浅口市子ども・子育て支援事業計画（素案）」に関する市民意見の募集（パブリックコメント）の実施概要及び市の考え方について

I 実施概要

1 公表資料	第3期浅口市子ども・子育て支援事業計画（素案）
2 公表方法	閲覧場所 ・ 教育委員会事務局 保育未来課 ・ 教育委員会事務局 金光分室 ・ 教育委員会事務局 寄島分室 ・ 市ホームページ（電子データ）
3 募集期間	令和7年1月14日（火曜日）～令和7年1月31日（金曜日）まで ※直接提出の場合は、休日・休館日を除く閲覧場所窓口の受付時間内での受付とする。
4 応募資格	・ 市内に住所を有する者 ・ 市内の事業所等に勤務する者 ・ 市内の学校に在学する者 ・ 市内に事業所用を有する法人その他の団体
5 提出方法	所定の提出様式に、住所・氏名・連絡先・ご意見の内容を明記のうえ、次のいずれかの方法でご提出いただく。 ・ 直接提出 閲覧場所 ・ 郵 送 〒719-0243 浅口市鴨方町鴨方 2244 番地 2 浅口市教育委員会事務局 保育未来課 宛 ・ F A X 0865-44-7602 ・ 電子メール hoikumirai@city.asakuchi.lg.jp
6 意見の取扱い等	・ 提出された意見については、回答（市の考え方）と併せて市ホームページにおいて公表し、個々の意見に対して、直接回答しない。 ・ 原則、意見は原文のまま取り扱うこととするが、個人等が特定できるような内容では公表しない。 ・ 応募資格を満たさない、又は確認できない場合は、意見を受理しない。 ・ 賛否のみの意見、趣旨の不明瞭な意見、今回の計画策定に関係しない意見については、原則として回答しない。

◆実施結果

意見の受付件数 7件

2 意見の内容と市の考え方

番号	該当 ページ	ご意見等	市の考え方	修正の 有無
1	素 案 PII(5)	施設別の利用児童についての表について、 該当施設が「浅口市内」に限られており、 「市内在住者で広域利用制度を使用し他 市の保育施設に通う児童数」についての把 握が欠けている。児童福祉法においては住 所を有する自治体が申し込み窓口となっ ていることから、市民のニーズ把握の為に も状況把握は必須である。	ご意見ありがとうございます。 令和5年に「井笠管内における保育所等の 広域利用に関する協定」を締結し、利用申 込要件を緩和・統一し、入所できる保育所 等の選択肢が広がりました。制度の利用を 希望されている方については、担当課で把 握し、広域利用の協議も行っているところ です。	無
2	素案 P 13 素案 P 50	人口が減り続ける中、肝となるのは子育て 世帯への支援拡大と移住者の取り込みだと 考えます。 姉の住む丸亀市は子育て支援が手厚く、同 じような支援策を講じていただけると、助 かる家庭やそれを目的に移住してこられ る家庭も増えるのではと思います。丸亀市 ホームページからのコピペではありますが 1例を挙げておきます。 ハッピーファーストバースデー事業 子育て応援育児用品貸出事業 病児・病後児保育利用料無料化事業 また、移住者や新婚生活を始める夫婦に対 して現在も支援制度がありますが、ほとん どの市町村が世帯年収 500 万円未満など の所得制限が設けられており、対象となる 人が少ないので制度の意味がありません。 矢掛町は所得に関係なく転入者が新築す ると 100 万円もらえ、それによって人口が 増えています。実際私の友人も矢掛に移住 してその制度を利用しました。対象者拡大 も視野に入れてみてはどうでしょうか。	ご意見ありがとうございます。 子育て支援につきましては、それぞれの実 状に合わせて、市町村独自の事業として取 り組んでいる場合があります。本市でも独 自事業として、令和5年度から妊婦が安心 して出産を迎え、出産した子どもの養育に 伴う経済的負担の軽減を図るため、「浅口 あんしん出産・子育て給付金支給事業」を 開始しているところです。市独自の取組に ついて素案に追記いたします。 ご提示いただいた取組例も研究しながら、 魅力的なまちづくりを進めることにより、 移住者にとっても子育てがしやすく選ん でもらえる浅口市になるように努めます。 なお、移住定住については、創生総合戦略 で総合的に取り組んでいるため、担当課へ 内容を伝えさせていただきました。	有

3	素 案 P17 20、34、 35、41、 50、54、 62	職場で福祉センターの改修については、回覧されていました。 また、今日配布された議会だよりでも福祉センターの改修についての記事が掲載されていました。子育て中の私にとっては、とてもありがたいことですが、この計画の素案には、福祉センターが子どもと保護者が相互交流を行い、子育てや情報提供を目的として改修されることの記述がありません。計画に掲載し、もっと市民に利用を啓発して頂きたいと思います。また、インクルーシブ遊具の設置などは、P54 発達の気になる子どもの居場所づくりにもなると思います。	ご意見ありがとうございます。 現在、浅口市健康福祉センターⅠ階低層棟改修工事の準備を進めており、改修後、当該施設において、鴨方公民館で実施している「つどいの広場のびっ子事業」を移転し、8月1日に開始する予定としています。移転後の「つどいの広場のびっ子事業」では、対象を就学前までの児童とその保護者に拡大し、年齢に応じたスペースを確保しつつ、引き続き常駐する子育て支援員が育児等の相談を行います。広く周知し、ご利用いただけるように素案に記載を追記します。	有
4	素 案 P40	個別施策④22について 浅口市内において 1 歳未満の乳幼児を託児可能なサービスが存在しない。近隣だと笠岡市の NPO ハーモニーネット未来において生後 3 ヶ月から託児の利用が可能なことを子育て応援メールや子育てガイドブック・広報誌・HP などでも市内の多年齢に広く周知すべきである。	ご意見ありがとうございます。 現在、市内で一時的預かり事業（一般型）を行っている施設が2箇所ありますが、対象年齢はそれぞれ 1 歳及び 1 歳半からとなっています。ご意見いただきました NPO 法人の情報につきましては、周知に努めてまいります。なお、法人に確認したところ、対象年齢は6ヶ月からである旨申し添えます。	無
5	素 案 P40	個別施策④24について 単独の自治体で実現が出来ない場合、笠岡市や倉敷市などの中核都市や高梁川流域事業として広域連携をはかり利用促進を計るべきである。	ご意見ありがとうございます。 休日保育について、令和5年9月からの市内での休日保育事業は休止しています。保育士等の不足により、事業再開については難しい状況です。近隣市町との広域連携について、実施に向けて研究していきます。素案に記載を追記いたします。	有

6	素 案 P44	産後ヘルパー(家事代行サービス)の制度の追加。シルバー人材センターや浅口市社会福祉協議会、愛育委員の赤ちゃん訪問などと協力し、調理や掃除などの家事代行を行ってくれる人材の確保を推奨する。産後ケアと同様に費用負担の補助も必須である。民間の家事代行先がなく、核家族にとって産前産後の家事負担増加が発生している。また、第三者の介入により産後虐待などの予防にも繋がる。	ご意見ありがとうございます。 家事代行など支援については、現在のところ実施していませんが、令和7年度以降、関係団体とも協議の上、素案65頁の子育て世帯訪問支援事業において実施を検討しています。核家族化や共働き世帯の増加等により、子育てを取り巻く環境はかわりつつあるため、必要な世帯へ支援が行き届くよう、新たな在宅支援体制構築に向けた協議を関係団体と進めてまいります。	無
7	素 案 P50	子どもの学びの場や遊び場として「児童館」の要望が強いが実現性は見てとることが出来ない。民生委員や主任児童委員などが主体となり、笠岡市の大井児童館や倉敷市の玉島児童館などに「出張児童館」の依頼を行い、地域の公民館において長期休暇や日曜日の昼間に浅口市内巡回式の「出張児童館」の実施を依頼する。市民のみでは実現が難しい場合もあり、「ひとつづくり推進課」「地域創造課」の主導は必須である。また、子どもの遊び場なのでゲーム機持ち込み可能とし、フリーWi-Fi機能も同時に利用可能とすることが必須である。	ご意見ありがとうございます。 本市には「児童館」はありませんが、子ども達の遊びの場として、天草公園(ロケット広場)及び三ツ山スポーツ公園に大型遊具を設置しています。夏には、天草公園のジャブジャブ池及びかもがた町家公園の水遊び場を設けています。また、体験活動の場として市内の全小学校において「放課後子ども教室」を、公民館で「週末子ども体験活動教室」を行っているほか、各公民館・各図書館・岡山天文博物館・かもがた町家公園、つどいの広場等において、子供向け・親子向けの体験教室等のイベントを多数開催しています。 既存の取組みをしっかりと活用いただけるよう、実施内容の見直し等を行いながら、周知に努めてまいります。	無